

機械・電気設備工事共通仕様書

第1条 一般事項

1. この共通仕様書は、公益財団法人三重県下水道公社(以下「公社」という。)の発注する機械・電気設備工事・土木工事(以下「工事」という。)に係る「工事請負契約書(頭書を含み以下「契約書」という。)」及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、本仕様書のほか「契約書」、公社委託業務・工事等執行要領、公社工事検査規則、三重県公共工事共通仕様書、公社工事共通仕様書、工事特記仕様書に基づき工事を行わなければならない。
3. 契約図書は、相互に補完し合うものとし、「契約書」及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 特記仕様書、図面、又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字等が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
5. 受注者は信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。

第2条 用語の定義

1. 「契約図書」とは、「契約書」及び設計図書をいう。
2. 「設計図書」とは図面(現場説明設計書を含む。)、仕様書(特記仕様書、機械電気設備工事共通仕様書、標準仕様書)、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
3. 「監督員」とは、工事請負契約書に規定する監督員をいう。工事現場の状況に精通し、設計図書に基づいて工事が確実に施工されるように監督し、受注者に対する指示、承諾、又は、協議の処理を行う者とする。
4. 「仕様書」とは、各工事に共通する「共通仕様書」、「標準仕様書」及び各工事に規定される「特記仕様書」を総称していう。
5. 「標準仕様書」とは機器の仕様、製作条件、各部の構造、使用材料の品質等、機器を製作するうえで技術的要求を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。
6. 「特記仕様書」とは、「共通仕様書」と「標準仕様書」の選択事項を工事ごとに指定する他、「共通仕様書」が規定しない事項を定める図書をいう。
7. 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は、追加された設計図をいう。
8. 「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
9. 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。

10. 「指示」とは監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
11. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項で、受注者が監督員に対し、書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
12. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
13. 「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
14. 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
15. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。
16. 「通知」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。
17. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は、捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は電子媒体等ファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
18. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
19. 「立会い」とは、契約図書に示された事項について、監督員が臨場し、内容を確かめることをいう。
20. 「段階確認」とは、設計図書に示された段階及び監督員が指示した工種の施工段階において、監督員が現場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
21. 「工事検査」とは検査員が「契約書」第31条、第37条、第38条並びに「三重県下水道公社検査要綱」に基づいて給付の完了を確認することをいう。
22. 「検査員」とは、「契約書」第31条第2項の規定及び「三重県下水道公社検査要綱（要領、検査基準）」に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
23. 「同等以上の品質」とは、品質について、仕様書で指定する品質、又は、仕様書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関の品質確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。
24. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
25. 「工事開始日」とは、工期の始期日、又は、設計図書において規定する始期日をいう。
26. 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は現場調査、測量を開始することをいう。）の初日をいう。
27. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又は、それらの一部をいう。

28. 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
29. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。
30. 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。
31. 「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。
32. 「SI」とは、国際単位系をいう。

第3条 設計図書の照査等

1. 受注者は、監督員が必要と認めた場合、図面の原図を借用することができる。ただし、設計図書に記載された基準類等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で「契約書」第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、各号に該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わねばならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は、伝達してはならない。

第4条 工程表の提出

1. 受注者は、「契約書」第3条に従って「工程表」を別に定める様式に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事着手に先立ち、「実施工程表」を作成し監督員の承諾を受けなければならない。なお、監督員が指示した場合は、細部の「実施工程表」を提出しなければならない。
3. 受注者は、実施工程に変更が生じた場合は、速やかに「変更実施工程表」を作成し、監督員の承諾を受けなければならない。

第5条 施工計画書

1. 受注者は、着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な調査を行い、現地の状況を十分に把握のうえ「施工計画書」を作成し監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工程管理、仮設計画、施工管理、品質管理等を具体的に定めた「施工計画書」を作成し監督員に提出しなければならない。
3. 施工計画書の記載事項は、「三重県公共工事共通仕様書」による。

4. 受注者は、工事が別契約工事と関連のある場合は、監督員の指示を受けて調整しなければならない。
5. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について「変更計画書」を提出しなければならない。

第6条 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意を持って維持・管理するものとする。
2. 受注者は、前項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
3. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用負担を支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

第7条 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合のほか、特別の事情がない限り工事開始日後速やかに着手しなければならない。

第8条 工事の下請負

1. 受注者は、工事の一部を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 受注者が工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - (2) 下請負者が三重県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 - (3) 下請負者が当該下請負工事の施工能力を有すること。
2. 受注者は、下請負に付する場合は、別に定める「三重県建設工事執行規則」の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱に従い、「部分下請通知書」を監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額(当該下請契約が二以上ある時は、それらの請負代金額の総額)が4,500万円以上になるときは、「施工体制台帳」を作成し、工事現場に備えると共に、別に定める様式により監督員に提出しなければならない。
4. 受注者は、各下請業者の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また受注者は、「施工体系図」を別に定める様式により提出しなければならない。
5. 受注者は施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

第9条 受注者相互の協力

受注者は、「契約書」第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これらの関係者と相互の協力をしなければならない。

第10条 支給材料及び貸与品

1. 受注者は、発注者等から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、「契約書」第15条第8項の規定に基づいて、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常に、その残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時（完成前にあっても工事工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点）には、「支給品精算書」を監督員に提出しなければならない。
4. 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した「要求書」を使用予定日の14日前までに監督員に提出しなければならない。
5. 「契約書」第15条第1項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督員の指示によるものとする。引き渡し場所からの積み込み、荷降ろしを含む運搬に係る費用と責任は受注者の負担とする。
6. 受注者は、「契約書」第15条第9項に定める「不要となった支給材料又は貸与品の返還」については、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返却に要する費用は受注者の負担とする。

第11条 工事現場発生品

1. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について「現場発生品調書」を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、建設発生土は「搬出伝票」、産業廃棄物は最終処分が終了した旨が記載された「廃棄物完了票（マニフェスト）」の写しにより、適正に処理されていることを確認すると共に、その写しを監督員に提出しなければならない。また受注者は、最終処分が終了した旨が記載された「廃棄物管理票」の写しの送付を受けないときは、速やかに状況を把握すると共に、適切な措置を講じなければならない。
3. 発生品のうち、特記仕様書により再生資源の利用を図ると指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出しなければならない。
4. 三重県産業廃棄物税について、本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定め

る様式に「産業廃棄物税納付証明書」を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、「産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）」を超えて請求することはできない。

第12条 工事材料の品質

1. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。
2. 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備、保管し監督員から請求のあった場合は、遅滞なく提出するとともに検査時に提出しなければならない。また、設計図書において事前に監督員の検査（確認を含む。）を受けるものと指示された材料の使用に当たっては、その外観及び品質証明等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査（確認を含む。）を受けなければならない。
3. 使用材料の品質、規格等は、「三重県公共工事共通仕様書」、「本共通仕様書」、「特記仕様書」に基づくものとする。記載なきものについては、次の各号に掲げる規格に適合したものとし、規格外のものを使用する場合は、発注者の承諾を得なければならない。
 - (1) 日本産業規格（JIS）
 - (2) 日本水道協会規格（JWWA）
 - (3) 日本工業用水協会規格（JIWA）
 - (4) 日本水道鋼管協会規格（WSP）
 - (5) 日本ダクタイル鉄管協会（JCPA）
 - (6) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
 - (7) 日本電気工業会標準規格（JEM）
 - (8) 日本電線工業会標準規格（JCS）
4. 受注者は、弁栓類の使用にあたっては、日本水道協会又は日本工業用水協会の「検査証明書」を提出しなければならない。

第13条 施工管理

1. 受注者は、施工計画書の示される作業手順に従って施工し、施工管理を行わなければならない。
2. 受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。
3. 受注者は、自らの責任と費用において、「機械・電気設備工事施工指針」等により施工管理を行い、その「品質管理記録」、「出来形管理記録」及び関係書類を遅滞なく作成、保管し、監督員等の請求があった場合は、直ちに指示するとともに、検査時に提出しなければならない。
4. 品質及び出来形の規格値は、設計図書で定められている他、「機械・電気設備工事工場検査指針」、「機械・電気設備工事施工指針」及び引用に適切である規格等によるものとする。

5. 品質及び出来形管理対象箇所、部位は、あらかじめ監督員と協議し管理計画を立案する。

第14条 監督員による検査（確認）及び立会い等

1. 受注者は設計図書に従って、工事の施工について監督員の立会いを求める場合は、あらかじめその内容、日時等について監督員と協議しなければならない。
2. 監督員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立入り、立会いし、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 監督員による検査（確認を含む）及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、受注者の負担とする。
4. 受注者は、事前に監督員と段階確認に係る事項を協議し報告（工種、予定時期、確認する事項等）を行わなければならない。
5. 設計図書に定められた一工程の施工確認において監督員が臨場できない場合は、机上とすることができる。この場合において、請負者の費用負担で、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提出しなければならない。

第15条 工事完成検査

1. 受注者は、契約に関する規定に基づき、「工事完成報告書」を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、「工事完成報告書」を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、工事施工チェックシート、検査試験成績書、施工図及び施工管理記録等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (3) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 監督員は、工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。
4. 検査員は、監督員及び受注者の臨場うえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真などを参考にして検査を行う。
5. 検査員は、上記4以外事項については、「三重県下水道公社工事検査及び委託業務検査・確認要綱検査要綱」検査基準に基づき行うものとする。
6. 検査員は、手直しの必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて手直しの指示を行うことができるものとする。
7. 受注者は、あらかじめ社内検査を行い、監督員に状況を報告する。

第16条 既済部分検査又は一部完成検査

当該検査は、「三重県下水道公社工事検査及び委託業務検査・確認要綱」に基づき実施する。

第17条 部分使用

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が「契約書」第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、検査員による検査又は監督員による品質及び出来形等の検査(確認を含む。)を受けるものとする。

第18条 履行報告

受注者は、「契約書」第11条の規定に基づき、毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督員に提出するものとする。ただし、工期が短期間の場合及び監督員が必要ないと判断した場合については省略できる。

第19条 工事中の安全確保

1. 受注者は、「土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術調査課 監修)及び「建設機械施工安全技術指針(建設省建設経済局機械課長 平成7年11月22日)」に基づき、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。その他の安全確保に関する事項については「三重県公共工事共通仕様書1-1-33」によるものとする。
2. 受注者は、前項に基づき工事中の安全確保に関する事項を、「施行計画書」あるいは別途に作成し、監督員に提出しなければならない。

第20条 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
2. 受注者は、火気を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督員に「火気使用計画書」を提出しなければならない。
3. 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。受注者は、浄化センターが指定する場所以外は使用人等の喫煙等を禁止しなければならない。
4. 受注者はガソリン、燃料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
5. その他の事項は、「三重県公共工事共通仕様書」による。

第21条 跡片付け

1. 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示にしたがって存置し、検査終了後撤去す

るものとする。

2. 跡片付け終了後、監督員による既存物への工事による損傷、汚れ等の発生がないか確認を受け、工事に起因するものであれば原形復旧するものとし、その費用は受注者の負担とする。

第22条 環境対策

1. 受注者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。
また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。
3. 監督員は、第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提出しなければならない。

第23条 交通安全管理

1. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
2. 受注者は、構内道路を使用する場合、監督員と協議し、使用する道路の特定を行うとともに、監督員又は受注者自らが安全管理上必要とする場合は、標識の設置その他の仮設を施さなければならない。また重量物の搬入及び重機の設置に際しては、重量物等への対応養生を施す等適切に道路管理を行わなければならない。道路等に損傷が発生した場合は、受注者の責任において補修を行うものとする。

第24条 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。
2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が発注者に及ばないように努めなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが当該工事に関する諸法令に照らし不適當であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて監督員に報告し、確認を求めなければならない。

第25条 官公庁への手続き等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届け出等を、受注者の責任と費用負担において、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は監督員の指示を受けなければならない。
3. 受注者は、前項に規定する届け等の実施に当っては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。
4. 受注者は、工事の施工に当り、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
5. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
6. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、受注者の行うべきものにつき自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告のうえ、これらの交渉に当っては誠意をもって対応しなければならない。
7. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第26条 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時期が定められている場合で、その時期を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、土曜日、日曜日及び祝日又は夜間に作業を行う場合は、事前に施工内容を付した書面を監督員に提出しなければならない。
3. その他については特記仕様書による。

第27条 提出書類

1. 受注者は、提出書類を特記仕様書に基づいて作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 提出書類の様式については、「三重県下水道公社委託業務、工事等執行要領」に基づく。様式の定めがないものについては「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」に準拠する。

第28条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、その措置とった場合は、その内容を監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、暴風、洪水、高潮、地震、火災、その他自然的又は人為的事象に伴い工事の遂行上影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置を請求することができる。

第29条 標示板

1. 受注者は、工事現場の一般通行人に見やすい場所に、工事名、工期、事業主体者名、発注者名（電話）、工事受注者名、同現場責任者名（電話）を記載した工事標示板を設置しなければならない。
2. 第8条第4項に関する事項について標示板に掲示しなければならない。
3. 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する場合は、「三重県公共工事共通仕様書」に従い掲示しなければならない。

第30条 工事用電力及び用水

特記仕様書による。

第31条 暴力団排除条例に基づく措置

1. 受注者は業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (1) 断固として不当介入を拒否すること
 - (2) 警察へ通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - (3) 監督員へ連絡すること。
 - (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、監督員と協議すること。
2. 受注者が前項の(1)又は(2)の義務を怠ったときは、監督員は三重県へその内容を報告する。